

重要事項の公表

神戸大学法科大学院

(平成 24 年 5 月 1 日現在)

神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻

1. 法科大学院の概要

(1) 設置者

国立大学法人 神戸大学

(2) 教育上の基本組織

大学・研究科・専攻名称	神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻
開設年度	平成16年度
入学定員	80人
標準修業年限	3年
修了要件単位数	98単位以上

(3) 所在地

兵庫県神戸市

(4) 教育の理念・目的、養成する法曹像

教育の理念・目的	現代のわが国における職業法曹養成に対する社会的要請に応えるために、特に質的に高い能力を有する職業法曹を送り出すことを目的とする。
養成する法曹像	すべての法曹に必要な基本的な知識と能力に加え、①基本的な法領域に関して深い知識と豊かな応用力を有する職業法曹、及び、②基本的な法領域に関する知識に加えていわゆるビジネス・ローを中心とした先端的法分野についての知識と能力を有する職業法曹の2種類の法曹の育成に重きを置いている。

2. 教員組織

(1) 教員数

区 分	専 任 教 員					兼任・ 兼任教員
	専	専・他	実・専	実・み	合 計	
教 授	17	5	1 (1)	3 (3)	26 (4)	41
准教授・ 講師・助教	6	0	0 (0)	0 (0)	6 (0)	

(注) 括弧内は、法曹としての実務の経験を有する者の人数 (内数)

(2) 科目別の専任教員数 (兼任・兼任教員等を除く)

法 律 基 本 科 目							基礎 法律 実務 科目	隣 接 科 目 基礎 法 学 ・	展 開 ・ 先 端 科 目
憲 法	行政法	民 法	商 法	民 事 訴訟法	刑 法	刑 事 訴訟法			
2	3	4	2	3	2	2	4	4	12

(注) 科目別の延べ人数

3. 学生数の状況

(1) 在籍状況

区 分	人 数
収容定員（入学定員×3）	240
在籍者数	198 (24)
1L（未修1年次）	39 (11)
2L（未修2年次&既修1年次）	81 (8)
3L（未修3年次&既修2年次）	78 (5)

- (注) 1. 括弧内は、原級留置者（標準修了年限の学生以外全て）の数
 2. 退学者・除籍者は6名(平成23年5月1日～平成24年4月30日の間)

(2) 入学定員及び入学者数

区 分	平成24年度	平成23年度	平成22年度
入学定員	80	80	80
入学者数	84 (26)	85 (15)	83 (23)
うち、法学未修者	27 (13)	26 (4)	24 (10)
うち、法学既修者	57 (13)	59 (11)	59 (13)
うち、他学部出身者 または社会人経験者	24 (4)	27 (5)	26 (12)
うち、他大学出身者	64 (20)	66 (9)	77 (23)
入学定員に占める 入学者数の率	1.05	1.06	1.03
入学者数に占める他学部出身者 または社会人経験者の率	0.28	0.31	0.31
入学者数に占める 他大学出身者の率	0.76	0.77	0.92

- (注) 括弧内は、女子学生の人数（内数）

4. 入学者選抜

(1) アドミッション・ポリシー

次のような学生を求める。①自然科学，人文科学，または実定法学以外の分野の社会科学について十分な知識と能力を有し，高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的学力（読解力，理解力，分析力，表現力）と強い学習意欲とを備え，かつ，国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。②高度な能力を持つ職業法曹となるために必要な実定法学についての基礎的な知識と能力を有し，基礎法学，政治学等を含めた社会科学分野，または自然科学，人文科学に関する豊富な知識と能力，及び強い学習意欲を備え，かつ，国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。③豊かな社会経験とそれを実務法律専攻における学習に結びつける能力を有し，高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的学力（読解力，理解力，分析力，表現力）と強い学習意欲とを備え，かつ，国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。

(2) 入学者選抜方法

第1次選抜試験と第2次選抜試験によって実施している。第1次選抜試験については，法科大学院全国統一適性試験の成績，大学の成績証明書等の書類審査によって行っている。第2次選抜試験については，法学未修者において小論文試験，法学既修者において法律科目試験を課している。

(3) 既修者の認定方法

法学既修者コースを受験し，合格することにより，法学既修者として認定する。法学既修者は，在学期間が1年間短縮されるとともに，34単位が認定される。認定される34単位は，法律科目試験を行う7科目（憲法，行政法，民法，刑法，会社法，民事訴訟法，刑事訴訟法）に対応する科目で，本法科大学院の未修者第1年次に配当されている授業科目の分野に対応する。

5. 教育課程及び教育方法

(1) 開設する授業科目及び修了に必要な修得単位数

区 分	開設授業科目数(単位数)				修了に必要な 修得単位数	
	必修科目	選択必修 科目	選択科目	合 計		
法律 基本 科目	公法系科目	5 (13)	0 (0)	1 (2)	6 (15)	13 単位
	民事系科目	11 (33)	0 (0)	5 (10)	16 (43)	33 単位
	刑事系科目	5 (14)	0 (0)	2 (4)	7 (18)	14 単位
	その他	0 (0)	0 (0)	1 (2)	1 (2)	0 単位
	法律実務 基礎科目	4 (8)	10 (20)	0 (0)	14 (28)	10 単位
	基礎法学・ 隣接科目	0 (0)	9 (22)	0 (0)	9 (22)	4 単位
	展開・先端科目	0 (0)	34 (84)	0 (0)	34 (84)	12 単位
	その他	0 (0)	1 (2)	0 (0)	1 (2)	0 単位
	合 計	25 (68)	54 (128)	9 (18)	88 (214)	98 単位

12 単位
(左記の単位の
ほか、選択必修
科目 8 単位を含
む 12 単位を修
得)

(2) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数

区 分	法律基本科目の 単位数	法律基本科目 以外の単位数	修了要件 単位数	修了要件単位数に占める 法律基本科目以外の 単位数の率
単位数	60~64	34~38	98	0.346~0.387

(3) 履修登録単位数の上限

学 年	1 年次	2 年次	3 年次 (最終年次)	備 考
単位数	40	36	44	

6. 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価の基準

成績評価は、科目の性格上適切でないと考えられる場合を除き、「秀」、「優」、「良上」、「良」、「可上」、「可」、「不可」の7段階で行い、「不可」を不合格、それ以外を合格とする。成績評価の基準は、「秀」を90点以上100点以下、「優」を80点以上90点未満、「良上」を75点以上80点未満、「良」を70点以上75点未満、「可上」を65点以上70点未満、「可」を60点以上65点未満、「不可」を0点以上60点未満とする。成績評価の対象者が21人以上いる場合の成績評価は、「秀」の評価をする学生数を受験者数の5パーセント以内、「秀」及び「優」の評価をする学生数を合わせて、受験者数の25パーセント以内、「秀」、「優」及び「良上」の評価をする学生数を合わせて受験者数の40パーセント以内とする（受験者数が20人以下の場合も、これに準ずる）。授業科目の成績評価は、期末試験、中間試験、随時的小テスト、レポート、平常点、出席点、その他の方法のうち一つにより、または、そのうちの複数の方法を組み合わせて行う。

(2) 成績評価の基準にしたがった成績評価及び修了認定の厳格性を確保するための措置

期末試験の採点は、学生名等が見えない形に綴じた状態で行っている。期末試験終了後に授業科目ごとに採点基準が公表されるとともに、希望する学生には採点済答案のコピーが交付される。また、学期ごとに、各授業科目の成績分布に関する資料が交付される。学生は、「良上」に達しない成績評価を受けたことにつき不服がある場合には、不服の理由を具体的に示して不服申立をすることができる。不服申立が行われた場合、授業科目の担当教員はその学生と面談し、成績評価について説明することとなっている。

第1年次から第2年次への進級、及び第2年次から第3年次への進級には、原級留置の制度の適用がある。具体的には、第1年次で26単位、第2年次で24単位以上修得できない場合には、原級留置とされ、修得した単位は、「良上」以上の成績のものを除き無効とされる。この制度に加え、第1年次・第2年次において、各年次のグレード・ポイント・アベレージ (GPA) が2.0以下である場合も、原級留置とされる。このGPAは、各年次に配当されている必修科目について受けた成績評価（「秀」5.0、「優」4.5、「良上」4.0、「良」3.0、「可上」2.0、「可」1.0、「不可」0.0）と当該科目の単位数を基礎として計算される。同じ学生が同じ学年において2回連続して原級留置となった場合には、修学の見込みがないものとして除籍される。

7. 学費及び奨学金等の学生支援制度

(1) 学費

区 分	金 額	備 考
入学料	282,000 円	経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合、その他、これに準ずる場合で本学が相当と認める事由があるときは、入学料の全額または半額が免除されることがある。
授業料 (年間)	804,000 円	学生が経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ学業成績が優秀であると認められる場合は、授業料の全額または半額が免除されることがある。

(2) 奨学金等

名 称	金額／年・月	利子の有無	募集人数	受 給 者 数 (平成 23 年度)
日本学生支援機構 第一種奨学金	50,000 円又は 88,000 円／月	無	28 名	74 名
日本学生支援機構 第二種奨学金	50,000 円～ 220,000 円／月	有	95 名	38 名

8. 修了者の進路及び活動状況

修了年度	人数	司法試験 出願者数	司法試験 合格者数	弁護士	裁判官	検察官	司法修習 生	研究職、非 営利法人 等 (司法試験 合格者)
平成 20 年度 修了者	105	103	71 (H21 年以降 の累計)	56(4)	3	3	8	1
平成 21 年度 修了者	92	89	47 (H22 年以 降の累計)	27(3)	2	4	13	0
平成 22 年度 修了者	80	80	47 (H23 年の み)				47	0
平成 23 年度 修了者	86	82						

- (注) 1. 平成 24 年 5 月 1 日現在で把握している数による
 2. 司法試験出願者数は修了年度における出願者数、司法試験合格者数は平成 23 年度までに合格した者の数による
 3. 弁護士の括弧内の数は企業内弁護士・官公庁所属弁護士の数（内数）
 4. 司法修習生の数は、当該年度の司法試験合格者数に基づく推測値である。